

日本通運「ギフト旅行券」をお持ちのお客様へ

未使用ギフト旅行券払戻しのご案内

平素より日本通運をご利用いただき、誠に有難うございます。このたび、日本通運「ギフト旅行券」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、以下の通り払戻しを行います。

1. 日本通運株式会社発行の「ギフト旅行券」(5万円券、1万円券、5千円券、1千円券)をお持ちの方へ、旅行券の額面金額にて払戻しを行います。
2. 払戻しのお申し出期間
2012年10月9日(火)から2013年2月15日(金)まで
この期間を過ぎますと、当該払戻し手続きより除外されますので、ご注意ください。
3. 払戻しのお申し出方法及び払戻しの方法
2013年2月15日(当日消印有効)までに、当店舗に設置または日本通運ホームページ上に掲載の「ギフト旅行券払戻し申出書」に必要事項をご記入・同封の上、お手持ちの未使用の「ギフト旅行券」を簡易書留郵便にて下記【払戻し申出書送付先】宛へご郵送下さい。ご負担いただいた郵送料金を加え、ご指定の銀行口座へお振込み致します。
日本通運ホームページアドレス <http://www.nittsu.co.jp/>
4. お問い合わせ及び払戻し申出書送付先
〒135-0041 東京都江東区冬木16番10号 日通永代ビル6階
日通旅行株式会社管理本部業務課 払戻し係
電話 03-5809-9679
(受付時間は土日祝日を除く10時から17時まで)

【ご注意】

- ① 防犯上の問題から、弊社事業所での現金での払戻しは致しません。
- ② 郵送上の事故の責任には応じかねます。
- ③ 指定された方法以外でお送りいただいた場合は送料をお支払い致しません。また、受付をお断りする場合がございます。
- ④ 偽造、変造あるいは毀損されている旅行券は払戻し致しません。

2012年10月

日本通運株式会社